

東武鉄道株式会社 ICカード乗車券取扱規則 新旧対照表 (20260314)

改定	現行
<p>(前略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 当社において旅客の運送等を行うICカード乗車券は、この規則の定めるところによる。</p> <p>2 前項にかかわらず、一体型PASMOについては次の各号に定める取扱いは行わない。</p> <p>(1) 第11条(発売)</p> <p>(2) 第18条第2項(再印字)、ただし<u>旅客が所持する一体型PASMOに定期乗車券情報が付加されたものに関する再印字を請求された場合は取扱う。</u></p> <p>3 この規則が改定された場合、以後のICカード乗車券による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによる。</p> <p>4 この規則に定めのない事項については、法令、当社の旅客営業規則および株式会社パスモが定めるPASMO取扱規則等の定めるところによる。</p>	<p>(前略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 当社において旅客の運送等を行うICカード乗車券は、この規則の定めるところによる。</p> <p>2 前項にかかわらず、一体型PASMOについては次の各号に定める取扱いは行わない。</p> <p>(1) 第11条(発売)、ただし旅客が所持する一体型PASMOに定期乗車券情報の機能付加の申出があった場合は、第11条第2項に定める手続に則り当該PASMOに定期乗車券の機能を付加するものとする。</p> <p>(2) 第18条第2項(再印字)、ただし<u>前号により付加された乗車券に関する再印字を請求された場合は取扱う。</u></p> <p>3 この規則が改定された場合、以後のICカード乗車券による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによる。</p> <p>4 この規則に定めのない事項については、法令、当社の旅客営業規則および株式会社パスモが定めるPASMO取扱規則等の定めるところによる。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>第2章 発売</p> <p>(発売)</p> <p>第11条 PASMOはPASMO取扱規則の定めにより駅等で発売する。ただし、記名PASMOの購入を希望する旅客がICカード乗車券を処理する機器により、購入申込書に記載すべき事項を入力した場合は、購入申込書の提出を省略し発売することができる。</p> <p>2 旅客がPASMOに定期乗車券の購入を申し込む場合は、購入申込書に必要事項を記入して提出し、旅客営業規則に定める定期乗車券をPASMOへ発売する。ただし、定期乗車券の購入を希望する旅客がICカード乗車券を処理する機器により、購入申込書に記載すべき事項を入力した場合は、購入申込書の提出を省略し発売することができる。</p> <p>3 旅客がPASMOに企画乗車券の購入を希望する場合は、企画乗車券をPASMOへ発売する。</p> <p>4 第2項および第3項の定めにより発売する場合、大人の使用に供するものは大人用PASMOに、小児の使用に供するものは小児用PASMOにその機能を付加する。なお、第2項により発売する定期乗車券の機能を無記名PASMOに付加するときは、当該無記名PASMOを記名PASMOに変更する場合に限り取扱う。</p> <p>5 <u>旅客は第2項の定めによる定期乗車券購入時に、ICカード乗車券を処理する機器により、任意の固有な番号を自ら入力し設定することができる。</u></p>	<p>第2章 発売</p> <p>(発売)</p> <p>第11条 PASMOはPASMO取扱規則の定めにより駅等で発売する。ただし、記名PASMOの購入を希望する旅客がICカード乗車券を処理する機器により、購入申込書に記載すべき事項を入力した場合は、購入申込書の提出を省略し発売することができる。</p> <p>2 旅客がPASMOに定期乗車券の購入を申し込む場合は、購入申込書に必要事項を記入して提出し、旅客営業規則に定める定期乗車券をPASMOへ発売する。ただし、定期乗車券の購入を希望する旅客がICカード乗車券を処理する機器により、購入申込書に記載すべき事項を入力した場合は、購入申込書の提出を省略し発売することができる。</p> <p>3 旅客がPASMOに企画乗車券の購入を希望する場合は、企画乗車券をPASMOへ発売する。</p> <p>4 第2項および第3項の定めにより発売する場合、大人の使用に供するものは大人用PASMOに、小児の使用に供するものは小児用PASMOにその機能を付加する。なお、第2項により発売する定期乗車券の機能を無記名PASMOに付加するときは、当該無記名PASMOを記名PASMOに変更する場合に限り取扱う。</p> <p>5 第1項、第2項、ならびに第4項にかかわらず、一体型PASMOには実習用通学定期乗車券の発売はしない。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>第6章 払いもどし</p> <p>(払いもどし)</p> <p>第26条 旅客が、PASMOが不要となり、当社が定める申請書を提出したときは、PASMO取扱規則の定めにより払いもどしを行う。</p> <p>2 旅客が、IC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、定期乗車券の機能のみ消去して返却する。</p> <p>3 旅客が、IC定期乗車券が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則に定める払いもどしおよびPASMO取扱規則に定める記名PASMOの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、定期乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額とする。</p> <p>4 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、IC定期乗車券1枚につき220円とする。ただし、定期乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額をSF残額から充当する。なお、定期乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。</p> <p>5 旅客が、IC企画乗車券に付加された企画乗車券の機能が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。</p> <p>(1) 当該IC企画乗車券が記名PASMOであった場合、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈</p>	<p>第6章 払いもどし</p> <p>(払いもどし)</p> <p>第26条 旅客が、PASMOが不要となり、当社が定める申請書を提出したときは、PASMO取扱規則の定めにより払いもどしを行う。</p> <p>2 旅客が、IC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、定期乗車券の機能のみ消去して返却する。</p> <p>3 旅客が、IC定期乗車券が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則に定める払いもどしおよびPASMO取扱規則に定める記名PASMOの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、定期乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額とする。</p> <p>4 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、IC定期乗車券1枚につき220円とする。ただし、定期乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額をSF残額から充当する。なお、定期乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。</p> <p>5 旅客が、IC企画乗車券に付加された企画乗車券の機能が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。</p> <p>(1) 当該IC企画乗車券が記名PASMOであった場合、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈</p>

示により記名P A S M Oの記名人本人であることを証明した場合は、企画乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則等に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。
(2) 当該I C企画乗車券が無記名P A S M Oであった場合、旅客の申告により旅客営業規則等に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。

6 旅客が、I C企画乗車券が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。

(1) 当該I C企画乗車券が記名P A S M Oであった場合、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名P A S M Oの記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則等に定める払いもどしおよびP A S M O取扱規則に定める記名P A S M Oの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、企画乗車券の払いもどし額とS F残額の合算額とする。

(2) 当該I C企画乗車券が無記名P A S M Oであった場合、旅客の申告により旅客営業規則等に定める払いもどしおよびP A S M O取扱規則に定める無記名P A S M Oの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、企画乗車券の払いもどし額とS F残額の合算額とする。

7 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、I C企画乗車券1枚につき220円とする。ただし、企画乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額をS F残額から充当する。なお、企画乗車券の払いもどし額とS F残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。

8 第1項にかかわらず、第24条第3項に定める移し替えにより一体型P A S M Oを払いもどす場合は、P A S M O取扱規則の定めによる手数料は収受しない。

9 旅客が、I Cカード乗車券を処理する機器において自らI C定期乗車券に付加された定期乗車券の機能を払いもどしする場合、第11条第5項に定める任意の固有な番号を利用することにより、第2項に定める申請書の提出および公的証明書等の呈示を省略することができる。

(中略)

付 則

この規則は、平成19年3月18日から実施する。

(付則中略)

付 則

この規則の改正は、2026年3月14日から実施する。

示により記名P A S M Oの記名人本人であることを証明した場合は、企画乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則等に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。
(2) 当該I C企画乗車券が無記名P A S M Oであった場合、旅客の申告により旅客営業規則等に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。

6 旅客が、I C企画乗車券が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。

(1) 当該I C企画乗車券が記名P A S M Oであった場合、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名P A S M Oの記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則等に定める払いもどしおよびP A S M O取扱規則に定める記名P A S M Oの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、企画乗車券の払いもどし額とS F残額の合算額とする。

(2) 当該I C企画乗車券が無記名P A S M Oであった場合、旅客の申告により旅客営業規則等に定める払いもどしおよびP A S M O取扱規則に定める無記名P A S M Oの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、企画乗車券の払いもどし額とS F残額の合算額とする。

7 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、I C企画乗車券1枚につき220円とする。ただし、企画乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額をS F残額から充当する。なお、企画乗車券の払いもどし額とS F残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。

8 第1項にかかわらず、第24条第3項に定める移し替えにより一体型P A S M Oを払いもどす場合は、P A S M O取扱規則の定めによる手数料は収受しない。

(中略)

付 則

この規則は、平成19年3月18日から実施する。

(付則中略)

付 則

この規則の改正は、2025年4月1日から実施する。